

京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第71号

京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則
(京都市職員給与条例施行細則の一部改正)

第1条 京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第7条の3を削る。

第13条第7項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第20条の8第1項中「第10条第2項第4号」を「第10条第2項第3号」に改める。

第23条の2を削る。

第23条の3の見出し中「清掃職務給等以外の」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「第12条の3」を「第12条の2」に改め、「(清掃職務給及びこれに対する地域手当(以下「清掃職務給等」という。)を除く。以下この条において同じ。)」及び「の各号」を削り、同条を第23条の2とする。

第23条の4を削り、第23条の5を第23条の3とし、第23条の6から第23条の9までを2条ずつ繰り上げる。

第26条第2項本文中「(清掃職務給以外の給料の月額をいう。以下同じ。)」を削り、同条第3項を削る。

第29条第2項第1号中「第12条の2若しくは第12条の3」を「若しくは第12条の2」に、「第23条の3第1項第5号」を「第23条の2第1項第5号」に改める。

第34条中「単純労務者」を「単純な労務に雇用される者(以下「単純労務者」という。)」に、「これらの者」を「単純労務者」に改める。

別表第1環境業務職行政業務職給料表の項中「統括主任」を「作業長」に改め、同表看護職給料表の項中「主任の職務又はこれ」を「副看護師長若しくは主任の職務又はこれら」に改め、

「

4級	副看護師長若しくは統括主任の職務又はこれらに準じるものと任命権者が認める職務
----	--

を削り、「5級」を「4級」に、「6級」を「5級」に、「7級」を「6級」に、「8級」を「7級」に改める。

別表第4 1(4)を削り、同表3(1)を次のように改める。

(1) 清掃業務に直接従事する職員

資格区分	職務の級	号給
免許等取得職員(18歳)	1	13
労務職員(18歳)	1	11

備考 「免許等取得職員」とはごみ運転手、整備士等を、「労務職員」とはまち美化業務員、生活環境業務員等をいう。

別表第4 4看護師の項中「22」を「24」に、「6」を「8」に改める。

別表第5 2を削り、同表1を次のように改める。

別表第5 (第5条の2関係)

年齢別保障初任給表

年		年齢		職務の級	号給
以	上	未	満		
歳	月	歳	月		
18	0	18	5	1	7
18	5	18	9	1	8
18	9	19	2	1	9
19	2	19	6	1	10
19	6	19	11	1	11
19	11	20	3	1	12
20	3	20	8	1	13
20	8	21	0	1	14
21	0	21	5	1	15
21	5	21	9	1	16
21	9	22	2	1	17
22	2	22	6	1	18
22	6	22	11	1	19
22	11	23	4	1	20
23	4	23	9	1	21
23	9	24	5	1	22
24	5	24	11	1	23
24	11	25	4	1	24
25	4	25	9	1	25
25	9	26	5	1	26
26	5	26	11	1	27
26	11	27	4	1	28
27	4	27	9	1	29
27	9	28	5	1	30
28	5	28	11	1	31

28	11	29	4	1	32
29	4	29	9	1	33
29	9	30	5	1	34
30	5	30	11	1	35
30	11	31	4	1	36
31	4	31	9	1	37
31	9	32	5	1	38
32	5	32	11	1	39
32	11	33	4	1	40
33	4	33	9	1	41
33	9	34	5	1	42
34	5	34	11	1	43
34	11	35	4	1	44
35	4	35	9	1	45
35	9	36	5	1	46
36	5	36	11	1	47
36	11	37	4	1	48
37	4	37	9	1	49
37	9	38	5	1	50
38	5	38	11	1	51
38	11	39	4	1	52
39	4	39	9	1	53
39	9			1	54

備考 年齢は、採用の日が2月1日から4月30日までの間であるときは3月31日、5月1日から7月31日までの間であるときは6月30日、8月1日から10月31日までの間であるときは9月30日、11月1日から翌年の1月31日までの間であるときは12月31日における年齢とする。

別表第6 4を次のように改める。

4 条例別表第1の4の給料表の適用を受ける職員

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	2	1	1	1	1
3	1	3	1	1	1	1
4	1	4	1	1	1	1
5	1	5	1	1	1	1
6	1	6	1	2	1	1
7	1	7	1	3	1	1
8	1	8	1	4	1	1
9	1	9	1	5	1	1
10	1	10	1	6	2	2
11	1	11	1	7	3	3
12	1	12	1	8	4	4
13	1	13	1	9	5	5
14	1	14	1	10	6	6
15	1	15	1	11	7	7
16	1	16	1	12	8	8
17	1	17	1	13	9	9
18	1	18	2	14	10	10
19	1	19	3	15	11	11

20	1	20	4	16	12	12
21	1	21	5	17	13	13
22	1	22	6	18	14	14
23	1	23	7	19	15	15
24	1	24	8	20	16	16
25	1	25	9	21	17	17
26	1	26	10	22	18	18
27	1	27	11	23	19	19
28	1	28	12	24	20	20
29	1	29	13	25	21	21
30	1	30	14	26	22	22
31	1	31	15	27	23	23
32	1	32	16	28	24	24
33	1	33	17	29	25	25
34	1	34	18	30	26	26
35	1	35	19	31	27	27
36	1	36	20	32	28	28
37	1	37	21	33	29	29
38	2	38	22	34	30	30
39	3	39	23	35	31	31
40	4	40	24	36	32	32
41	5	41	25	37	33	33
42	6	42	26	38	34	34
43	7	43	27	39	35	35
44	8	44	28	40	36	36
45	9	45	29	41	37	37
46	10	46	30	42	37	38
47	11	47	31	43	38	39
48	12	48	32	44	38	40
49	13	49	33	45	39	41
50	14	50	34	46	39	42
51	15	51	35	47	40	43
52	16	52	36	48	40	44
53	17	53	37	49	41	45
54	18	54	38	49	42	45
55	19	55	39	50	43	46
56	20	56	40	50	44	46
57	21	57	41	51	45	47
58	22	58	41	51	45	47
59	23	59	42	52	46	48
60	24	60	42	52	46	48
61	25	61	43	53	47	49
62	26	62	43	53	47	49
63	27	63	44	54	48	50
64	28	64	44	54	48	50
65	29	65	45	55	49	51
66	30	66	45	55	49	51
67	31	67	46	56	50	52
68	32	68	46	56	50	52
69	33	69	47	57	51	53
70	34	70	47	57	51	53
71	35	71	48	58	52	53
72	36	72	48	58	52	54
73	37	73	49	59	53	54
74	38	73	50	59	53	54
75	39	74	51	60	54	55
76	40	74	52	60	54	55
77	41	75	53	61	55	55
78	42	75	53	61	55	56
79	43	76	54	62	56	56

80	44	76	54	62	56	56
81	45	77	55	63	57	57
82	46	77	55	63	57	57
83	47	78	56	64	57	57
84	48	78	56	64	58	58
85	49	79	57	65	58	58
86	50	79	57	66	58	58
87	51	80	58	67	59	59
88	52	80	58	68	59	59
89	53	81	59	69	59	59
90	53	81	59	69	60	60
91	53	82	60	70	60	60
92	54	82	60	70	60	60
93	54	83	61	71	61	61
94	54	83	62	71	61	61
95	55	84	63	72	62	62
96	55	84	64	72	62	62
97	55	85	65	73	63	63
98	56	86	66	74	63	
99	56	87	67	75	64	
100	56	88	68	76	64	
101	57	89	69	77	65	
102	57	89	70	78	66	
103	58	90	71	79	67	
104	58	90	72	80	68	
105	59	91	73	81	69	
106		91	74	82		
107		92	75	83		
108		92	76	84		
109		93	77	85		
110		93	77	85		
111		94	78	86		
112		94	78	86		
113		95	79	87		
114		95	79	87		
115		96	80	88		
116		96	80	88		
117		97	81	89		
118		97	82			
119		98	83			
120		98	84			
121		99	85			
122		99	86			
123		100	87			
124		100	88			
125		101	89			
126		101	89			
127		102	90			
128		102	90			
129		103	91			
130			91			
131			92			
132			92			
133			93			
134			94			
135			95			
136			96			
137			97			
138			98			
139			99			

140			100		
141			101		
142			101		
143			102		
144			102		
145			103		
146			103		
147			104		
148			104		
149			105		

別表第8条例別表第1の4の給料表の項中「7級」を「6級」に、「8級」を「7級」に改める。

(京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則(平成19年3月30日京都市規則第116号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項各号列記以外の部分中「平成19年改正条例附則第13項」を「京都市職員給与条例の一部を改正する条例(平成19年3月26日京都市条例第37号。以下「平成19年改正条例」という。)附則第12項」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を附則第3項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日前に採用された職員の号給の調整)

2 この規則による改正前の京都市職員給与条例施行細則(以下「改正前の規則」という。)別表第4 3(1)の規定により職務の級及び号給を決定された職員並びに別に定めるこれに準じる職員の号給については、これらの者がこの規則の施行の日において新たに採用されたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(清掃職務給の廃止に伴う経過措置)

3 京都市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成25年3月29日京都市条例第55号)附則第2項前段の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による改正前の京都市職員給与条例第3条の2の規定により清掃職務給の支給を受けることとなる職員については、改正前の規則第7条の3、第20条の8、第23条の2から第2

3条の4まで、第26条及び第29条の規定は、平成27年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第23条の4第1項第4号中「第23条の4第1項第3号」とあるのは「京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則（平成25年3月29日京都市規則第71号）附則第3項前段の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の第23条の4第1項第3号」と、改正前の規則第29条第2項第1号中「第23条の3第1項第5号」とあるのは「京都市職員給与条例施行細則等の一部を改正する規則（平成25年3月29日京都市規則第71号）附則第3項前段の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の第23条の3第1項第5号」と読み替えるものとする。

(行財政局人事部給与安全衛生課)